



板倉町シルバー人材センター



会員募集集中

板倉町住人も高齢化が進み高齢世帯・高齢者の一人住まい世帯の増える中、シルバー世代で助け合う地域づくりを目指すことに賛同して下さる会員を募集いたします。

最近少数ではありますが、町内住人の声として「家事援助」の問い合わせがあります。団塊の世代の方が、75歳以上の後期高齢者となります。健康寿命も男性72歳・女性75歳であり、今後必要とされるお仕事であります。

関心・興味のある方は、ぜひ板倉町シルバー人材センターまでご連絡ください。お待ちしております。

入会方法

入会の手続き
は隨時行っています。
シルバーへ直接
お越しください。

希望の職種を
お聞きします。
希望の仕事を
紹介します。

仕事が決まりま
したら、
会員登録・会費納
入り、就業となり
ます。

※年会費は2,200円を納入して頂きます。
(年会費1,200円、年度途中の入会は月割りになります。)
(その他、シルバー保険の自己負担分1,000円がかかります。)

あなたの力が必要です！！地元のために働いてみませんか？

シルバー人材センタ-

(問合せ先)



一般社団法人 板倉町シルバー人材センター

電話 0276-82-3952

住所 板倉町板倉3411-1437

「新しい契約方式(包括的契約)」へ移行について

ご利用いただくお客様各位

日頃よりシルバー人材センターをご利用いただき、ありがとうございます。

令和6年11月より「フリーランス新法」が施行され、厚生労働省から全国シルバー人材センターに向け、その法の趣旨に則った新たな契約指針が示されました。

この指針を受け、当センターでは令和8年度を目標に、新しい契約方法(包括的契約)に移行予定です。

移行に伴う現況契約の変更点は、下記の通りとなりますが、お手続きや会員の働き方については何も変わりませんので、ご理解頂きたくお願ひいたします。

シルバー人材センターを利用される発注者の皆さまへ

フリーランス法の制定を踏まえて

シルバー人材センターの契約関係を見直します

令和6年11月1日に、「フリーランス法」(「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」)が施行されました。この法律の趣旨を踏まえ、シルバー人材センターの会員に業務委託する契約について、契約方法の見直しを行います。

シルバー人材センターを通じて会員が就業機会の提供を受ける現行の契約方法では、発注者と会員との間に直接関係が生じる構造となっていました。

このため、フリーランスに位置づけられる会員が法による保護を受け、安心・安全に就業できる環境を整備する必要があり、厚生労働省からも、シルバー人材センターの契約方法について見直しを行うよう方針が示されています。

シルバー人材センターを利用される発注者の皆さまにおかれましては、令和8年4月1日からの契約方法の変更についてご理解をお願いいたします。

■見直しのイメージ



*フリーランス法とは?

個人が事業者(特定受託事業者)といわれるフリーランス、「シルバーの会員」も該当)として受託した業務に応じて従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に業務委託する事業者(特定受託事業者)に対して、給付の内容(いかなる報酬)その他の事項の明示が義務付けられています。

公益社団法人 全国シルバーシルバー人材センター事業協会
一般社団法人 板倉町シルバー人材センター

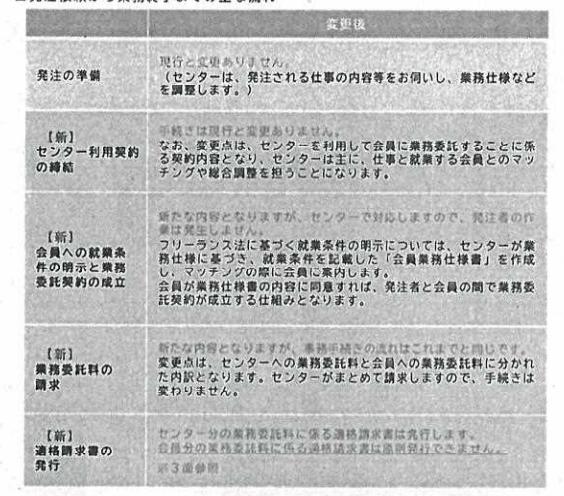
契約方法の見直しによる現行との変更点

現行では、発注者はシルバー人材センターに対し、業務一式を業務委託契約していましたが、今後は以下の①と②の内訳で発注することになります。

- ①シルバー人材センターに対するマッチングや調整等の業務委託
(シルバー人材センター利用契約)
②会員業務委託契約(依頼する仕事)

なお、契約方法の見直し後においても、シルバー人材センターはこれまでと変わらないサービスを提供しますので、発注者の皆さまは、これまでどおり、安心してシルバー人材センターをご利用くださいますようお願いします。

■発注依頼から業務終了までの主な流れ



料金の一部について消費税の課税関係が変わります

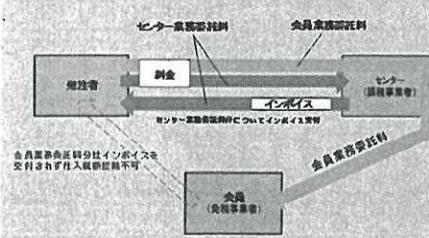
シルバー人材センターが発注者からいただく料金は、「会員業務委託料(会員が手にする報酬)」「センター業務委託料(事業費)」の2つで構成されています。このうち、「会員業務委託料」については、新たな契約方法では、センターが手にするもの。発注者が会員に対して支払う形となります。

そのため、センターは、「センター業務委託料」の分については消費税に係る過額請求書(インボイス)を交付しますが、亦「会員業務委託料」の分については交付することができます。この場合、本来であれば会員が「会員業務委託料に係るインボイス」を交付する立場になりますが、会員は基本的に年間の課税売上高が1,000万円以下の「消費税免税事業者」であるためインボイスを発行することができません。

センターが発行する請求書には、次のとおり料金の内訳を記載していますのでご留意ください。

- ①過額請求書分・・・センター業務委託料
②非過額請求書分・・・会員業務委託料

料金に係る消費税の課税関係



※発注者が次のいずれかに該当する場合、契約方法を見直す場合であってもこれまでの消費税納税の取り扱いを変更しません。

①個人又は家庭事業者ではない者: 消費税申告納税対象外(消費税対象外)
②販易課税制度を採択している事業者: 消費税納税計算に際してインボイスを必要としないためこれまでと同じ取り扱い

③官公署などの一般会計による事業: なしし仕入税額控除が適用され、これまでと同じ取り扱い

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律 (フリーランス・事業者間取引適正化法)の概要

概要

我が国における働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に応じて従事するごとができる環境を整備するため、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務委託事業者の就業規制の緩和を図り、また国民経済の健全な運営に寄与することを目的として、特定受託事業者に業務委託をする事業者について、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずる。

特集

1. 対象となる当事者・取引の定義

- (1) 「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であつて従業員を使用しないもののをいう。
(2) 「特定受託業務従事者」とは、特定受託事業者である個人及び特定受託事業者である法人の代表者をいう。
(3) 「業務委託料」とは、事業者がその事業のために他の事業者に物品の製造、情報処理物の作成又は役務の提供を委託することをいいう。
(4) 「特定受託業務従事者料」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者であつて、従業員を使用するものをいいう。
※「報酬」とは、時間・期間等に応じて算出される額を意味する旨はない。

2. 特定受託事業者に係る取引の適正化

- (1) 特定受託事業者に係る取引の場合は、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額等を書面又は電子的に記載する事により明確に示すことが求められないものとする。

(2) 特定受託業務従事者の給付を受領した日から60日以内の前払支払期日まで算定し、支払われなければならぬものとする。(両者の間には、支払から支払いを受ける期日から30日以内に)

- (3) 特定受託事業者との契約期間(既に定められた期間以上)の間に、①~⑤の行為をしてはならないものとし、⑥・⑦の行為によって特定受託事業者の利益を不當に害してはならないものとする。
① 特定受託事業者の商号に附すべし記録を附さずして登録すること
② 特定受託事業者の商号に附すべし記録を附さずして登録すること
③ 特定受託事業者の商号に附すべし記録を附さずして登録すること
④ 通常慣習に比べて低い報酬の額を不當に定めること
⑤ 自己の名由なく自己の指定する物の購入、役務の引受けを強制すること
⑥ 自己の名由に金銭、役務その他の報酬の利益を提供させること
⑦ 特定受託事業者の商号に附すべし記録を附さずして登録すること

3. 特定受託業務従事者の報酬の範囲

- (1) 広告等により算出結果を提示するときは、虚偽の表示等をしてはならず、正確かつ最新の内容に保たなければならぬものとする。
(2) 特定受託事業者に背任行為等と両立して業務委託(毎月で定める期間以上のもの、以下「継続的業務委託料」)に係る業務を行えるよう、申出に応じて必要な配慮をしなければならないものとする。
(3) 特定受託業務従事者に対するハラスマント行為に係る相談対応等必要な体制整備等の措置を講じなければならないものとする。

(4) 繰続的業務委託を中止解除する場合等には、原則として、中止解除日等の3日前までに特定受託事業者に申し出なければならないものとする。

4. 違反した場合等の対応

- 公正取引委員会、中小企業庁税務課又は厚生労働大臣は、特定受託事業者等に対し、違反行為について助言、指導、勧告、立候補、監査、公表、命令をすることができるものとする。
※命令違反及び損害賠償等に対し、50万円以下の罰金に処する。法人商号削除あり。

5. 国が行う相談対応等の取扱い

国は、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業規制の整備に資するよう、相談対応などの必要な情報の提供等の措置を講ずるものとする。

旅行日程 公布の日から起算して1年6ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日

※資料は板倉町シルバー人材センターにございます。必要な方は申しつけ下さい。